

第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上

近年、特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加が進んでいます。

そこで、どの校種においても、全ての教員に対して、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じて支援・指導を行うことのできる幅広い専門性を身に付け、向上させていくことが求められています。

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開
第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上

I 特別支援教育の専門性

I 特別支援学校教諭等免許状の保有

(1) 小中学校

これまでの取組

免許法認定講習、大学の公開講座、通信講座などの情報を繰り返し提供することによって、特別支援学校教諭等免許状の積極的な取得を促し、免許状保有率の向上を図っています。

<特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率>

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
愛知県	22.5%	23.2%	24.4%	25.5%	25.9%
全国	30.8%	30.9%	31.2%	31.1%	31.0%

(愛知県は愛知県特別支援学級設置状況等調査、全国は学校基本調査による)

課題

- 特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員を始めとする特別支援教育に関わる教員は、学校における特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も大きいことから、特別支援学校教諭等免許状を取得することが期待されます。
- 通常の学級にも特別な支援が必要な児童生徒が在籍していることから、特別支援学校教諭等免許状の取得に向け、通常の学級の担任も含む全ての教員の意識を高めることが必要です。

推進方策

特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーター、市町村教育委員会の特別支援教育を担当する指導主事等に対し、免許法認定講習、大学の公開講座、通信講座などの情報を提供することによって、特別支援学校教諭等免許状の積極的な取得を促し、免許状の保有率の向上を図ります。

- * 免許法認定講習の受講者枠の拡大及び優先的受講、大学の公開講座等への協力要請を行い、特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率が、全国平均を上回るよう働きかけを行います。
- * 特別支援学校教諭等免許状を保有している小中学校の教員を、特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員として積極的に活用するよう、市町村教育委員会へ働きかけます。

(2) 特別支援学校

これまでの取組

ア 公立学校教員採用選考試験における取組

(ア) 2015年度採用から

特別支援学校教諭等免許状の保有者を対象とした「特別支援教育に関する特別選考」を実施しました。

(イ) 2018年度採用から

特別支援学校教諭の区分における受験資格において、特別支援学校教諭等免許状を保有又は取得見込みでない場合は、採用後3年をめぐりに免許状の取得に必要な単位を取得し、速やかに当該免許状取得の申請をすることとしました。

(ウ) 2021年度採用から

特別支援学校教諭の区分における受験資格において、特別支援学校教諭等免許状を保有又は取得見込みを要件としました。

イ 採用後における免許状取得に向けた取組

(ア) 現職教員に対する免許法認定講習の優先的受講や県内の大学に公開講座等への協力要請を行い、取得しやすい環境整備に努めてきました。

(イ) 2017年度から2021年度まで、特別支援学校教諭等免許状を保有していない者に対しては、愛知県教育委員会が行っている免許法認定講習や大学の公開講座などを受講して当該障害種の免許状を早期に取得するよう促すとともに、各学校において、免許状取得に向けた年次計画の作成と面談を実施しました。

教員採用選考試験における要件変更、免許法認定講習及び大学の公開講座の拡充等の具体的な取組を進めることにより、2021年度に愛知県の保有率は全国平均を上回るどころまで改善しました。

<公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状取得状況>

	2014年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
愛知県	61.8%	70.2%	77.2%	84.0%	87.2%	89.9%
全国	72.5%	79.9%	83.0%	84.9%	86.5%	87.2%

※ 特別支援学校教諭等免許状を取得できない主な理由

- ・ 免許状認定講習等により、必要となる単位を取得しても、実務経験3年の要件があることから、実務経験3年未満の者は免許状の申請ができないため。
- ・ 育児休業、療養休暇、介護休暇などを取得しているため。

課題

○ 特別支援学校教諭等免許状の保有又は取得見込みを教員採用試験の受験資格としたことで、免許状の保有率は向上しましたが、特別支援学校教諭等免許状を取得できる大学が限られていることから、教員採用選考試験の志願者減少の要因の一つになっていると考えられます。

- 特別支援学校教諭等免許状の未保有者については、2021年度まで年次計画を作成し、計画的に免許取得を目指してきたことにより、特別支援学校教員が勤務する学校の当該障害種保有率が向上しましたが、保有率の低い障害種があることから、引き続き当該障害種の免許状保有率を向上させる必要があります。
- どの特別支援学校にも複数の障害を併せ有する重複障害のある幼児児童生徒が在籍していることや、人事異動により他の障害種を担当することも想定されることから、5領域（特別支援教育領域）全ての免許状を取得することが望まれます。

＜愛知県公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の保有状況＞

保有 状況 障害種	保有者						非保有者						合計 人数
	当該障害種		自立教科等 (当該障害種)		合計		他障害種又は 自立教科等 (他障害種)		幼小中高校 教諭免許状 等のみ所有		合計		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
視覚障害	42人	46.7%	15人	16.7%	57人	63.3%	33人	36.7%	0人	0.0%	33人	36.7%	90人
聴覚障害	132人	59.6%	0人	0.0%	132人	56.9%	77人	33.2%	23人	9.9%	100人	43.1%	232人
知的障害	1,887人	93.8%	1人	0.0%	1,888人	93.9%	15人	0.7%	108人	5.4%	123人	6.1%	2,011人
肢体不自由	888人	92.4%	1人	0.1%	889人	92.5%	19人	2.0%	53人	5.5%	72人	7.5%	961人
病弱	66人	84.6%	0人	0.0%	66人	84.6%	11人	14.1%	1人	1.3%	12人	15.4%	78人
合計	3,015人	89.4%	17人	0.5%	3,032人	89.9%	155人	4.6%	185人	5.5%	340人	10.1%	3,372人

※「自立教科等」とは理療（あん摩、マッサージ、指圧等）、理学療法、理容等を指す。

(2022年5月1日現在)

推進方策

(1) 特別支援学校教諭等免許状の取得又は取得見込みであることを教員採用選考試験の出願要件から外し、特別支援教育に対する熱意のある人材を広く集めるとともに、採用後は、3年を目途に取得するようにすることで、保有率の維持・向上に努めます。

* 免許法認定講習の優先的受講や大学の公開講座等への協力要請を行い、特別支援学校教諭等免許状を取得しやすい環境整備に努めます。

(2) 全ての特別支援学校の教員に対して、勤務する学校の当該障害種の免許状を取得することに加えて、他障害種の免許状を取得するよう啓発を行い、5領域（特別支援教育領域）全ての免許状取得を目指します。

* 免許法認定講習や大学の公開講座、国立特別支援教育総合研究所の免許法認定通信教育等、免許状が取得できる講座の周知を積極的に行います。

2 誰にとっても分かりやすい授業のユニバーサルデザイン¹化の推進

これまでの取組

愛知県総合教育センターにおいて、2020年度まで、自由応募研修である特別支援教育講座（ユニバーサルデザイン授業）を開設してきました。ユニバーサルデザイン授業の推進は、全ての校種において必要であるため、2021年度からは、特別支援教育に関する研修（小中学校、高等学校の初任者研修及び中堅教諭資質向上研修）の内容に取り入れています。

課題

- 障害のある幼児児童生徒の学びの充実のために、ユニバーサルデザイン化を前提とした学級経営や授業づくりを引き続き進めていく必要があります。

推進方策

- (1) 障害のある幼児児童生徒を含めた「誰にとっても分かりやすい授業」の環境整備に関する研修（色のバリアフリーを含む。）を充実します。

* 誰にとっても「分かる・できる」を保障できるように、教室環境や人間関係づくり、授業展開の工夫などを研修内容として取り上げていきます。

- (2) 愛知県総合教育センターの所員を学校に派遣して、教室環境や授業展開等に関する相談事業を実施します。

- (3) 愛知県総合教育センターが実施する研修の中で、ユニバーサルデザイン授業に関する実践事例等を紹介するなど、情報発信と周知を図ります。

* 国立特別支援教育総合研究所が公開しているインクルーシブ教育システム構築支援データベースなど、参考になる情報の紹介も積極的に行います。

¹ ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、全ての人にとって利用しやすい環境を作ること。

II 幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校

I 特別支援教育に関する知識・理解の向上

これまでの取組

特別支援教育の充実に向けて、全ての教員に対し、特別支援教育に関する基礎的な知識、障害の特性等に関する理解と支援方法の工夫、合理的配慮に関する理解等の専門性が求められています。

愛知県教員育成指標¹を踏まえて、全ての校種において体系的に特別支援教育の推進に関する研修を実施できるよう、教職経験年数や職務による研修の整備を行うとともに、eラーニング講座を含む特別支援教育に関する研修講座の更新や新設により、教員の専門性の向上を目指してきました。

(1) 特別支援教育に関する研修内容

ア 職務・経験年数による研修

		幼稚園・保育所等	小中学校	高等学校
職務による研修	管理職研修	特別支援教育に係る管理職リーダーシップ向上研修		
	主任等研修	特別な支援を要する幼児の就学に関する現状と課題	特別支援教育コーディネータースキル・アップ研修 特別支援教育コーディネータースキル・アップ研修 ＜応用編＞	地区別特別支援教育コーディネーター研修会
経験年数による研修	中堅 ²	特別な配慮を必要とする幼児への指導	教育におけるユニバーサルデザイン (選択) 特別支援教育の実際	(選択) 特別な支援を必要とする生徒を取り巻く組織の在り方 高等学校における特別支援教育の実際
	3年目		【eラーニング】 発達障害の理解と支援講座	【eラーニング】 発達障害の理解と支援講座
	2年目		特別な支援を要する児童生徒への支援の在り方	特別な支援を必要とする生徒への支援の在り方
	初任者	特別な支援を必要とする幼児の理解	特別な支援を必要とする子どもへの指導	特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の在り方

¹ 愛知県教員育成指標：教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身につけるべき資質・能力を明確化するために、2017年11月10日に策定し、2022年3月に改正。

² 中堅：「中堅教諭等資質向上研修」の略。教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待できる中堅教諭等における研修。

- イ 発達障害児等基礎理解推進研修（幼・小・中・高）
- ウ 特別支援学級担当教員スキル・アップ研修（小・中）
- エ 特別支援学級担当教員初心者研修（小・中）
- オ 通級による指導担当教員スキル・アップ研修（小・中）
- カ 通級指導担当教員初心者研修（小・中・高）
- キ 発達障害児等支援・指導検討会（幼・小・中）
- ク 市町村特別教育推進者資質向上研修（市町村教委特別支援教育担当指導主事）

(2) 特別支援教育に関する研修内容（希望者）

- ア 特別支援教育講座（幼・小・中・高・特）
 - (ア) 自立活動セミナー（自閉症・情緒障害）
 - (イ) 自立活動セミナー（知的障害）
 - (ウ) 自立活動セミナー（肢体不自由）
 - (エ) アセスメントセミナー
 - (オ) ICT活用セミナー

【受講者総数】

2019年度	2022年度
140人	270人

※ 特に「自立活動セミナー（自閉症・情緒障害）」
「自立活動セミナー（知的障害）」の受講応募数が
増加傾向にある。

イ eラーニング講座「発達障害の理解と支援講座」（幼・小・中・高・特）

- (ア) 発達障害の理解
- (イ) 行動への支援
- (ウ) 感情マネジメント

【受講者総数】

2019年度	2022年度
245人	553人

また、特別支援教育体制推進事業として、小中学校に対して、愛知県総合教育センター所員によるコンサルテーション事業³を実施し、特別支援教育を中心となって進める教員の育成を図りました。

<コンサルテーション事業実施状況>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
実施地域	弥富市、田原市	豊明市、新城市	一宮市、東栄町	半田市、西尾市

³ コンサルテーション事業：愛知県総合教育センター所員が推進校である小中学校を複数回訪問し、特別支援教育を中心となって進める人材の育成を図ることを目的に、研修を通じて支援を行う事業。

さらに、愛知県総合教育センター所員を講師として、高等学校における特別支援教育に関する研修を、年間 15 校程度実施しました。

<高等学校における特別支援教育に関する研修実施状況>

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
実施校数	12 校	15 校	19 校	16 校

課題

- 全ての教員に特別支援教育に関する専門性が求められており、初任者から管理職まで、特別支援教育に関する資質を向上するための体系的な研修を実施することが必要です。
- 経験年数の少ない教員が繰り返し学べる研修を充実する必要があります。
- 実践的な支援方法を学ぶため、講義形式だけでなく、適切な支援について具体的に考える事例検討の方法を研修に取り入れる必要があります。
- 通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒や、特別支援学級に在籍する児童生徒の数が増加していること等を踏まえ、教員がさらに児童生徒への理解を深める研修の充実を図ることが必要です。
- 幼児児童生徒の障害が多様化し、自閉症・情緒障害や知的障害により特別支援教育を受ける幼児児童生徒の数が増加していることから、障害特性や具体的な支援などについての理解を深める必要があります。
- 障害のある幼児児童生徒一人一人に対する支援を充実するために、外部機関との連携を図り、校内体制を整備する必要があります。

推進方策

(1) 愛知県教員育成指標のステージごとに、特別支援教育に関する研修を体系的に充実するよう努めます。

- * 職務に合わせた研修内容の充実に取り組みます。
- * 経験年数に合わせた研修内容の充実を図ります。
- * 時間や場所を問わず、受講者の都合のよいタイミングで学習に取り組める e ラーニング講座の充実を図ります。

- * 応募者数が多い自閉症・情緒障害や知的障害に関する特別支援教育講座については、集合研修だけでなく、オンライン研修を併用し、より多くの教員が受講できる環境の整備に努めます。
- (2) 障害による学習上または生活上の困難さを理解し、一人一人に応じた支援を行えるよう事例検討会を実施して、主体的に課題を解決できる教員の育成を目指します。
- * 事例を取り上げながら研修を行い、幼児児童生徒の目に見える様子だけでなく、その背景にあるつまずきの要因を把握する力の育成を図ります。
- (3) 特別支援学級において、各教科等で目標が異なる児童生徒を同時に支援する実践力の育成に努めます。
- * 特別支援学級担当教員初心者研修において、「学級運営」に関するグループワークを取り入れ、実践力を育成します。
 - * 特別支援学級担当教員スキル・アップ研修において、授業力の育成を図ります。
- (4) 通級による指導において、児童生徒の適切なアセスメント（見立て）を行い、具体的な指導内容を選択する能力の育成に努めます。
- * 通級指導担当教員初心者研修において、「通級指導教室の指導及び運営」を協議題としたグループワークを取り入れ、実践力を育成します。
 - * 通級による指導担当教員スキル・アップ研修において、グループワークを取り入れ、授業力の向上を図ります。
- (5) 管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした特別支援教育に関する研修を通じて、幼児児童生徒への支援と校内支援体制の充実を図ります。
- (6) 愛知県総合教育センター所員を学校に派遣して実施する研修を推進します。
- * コンサルテーション事業及び高等学校における特別支援教育に関する研修を継続します。
 - * 幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校からの要請を受けて、幼児児童生徒のアセスメント（見立て）や校内支援体制、関係機関との連携等について相談や助言を行い、特別支援教育の充実を図ります。

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開 第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上

- * 愛知県総合教育センター内に「あいちインクルーシブ教育システムサポートセンター」を設置して研修やコンサルテーションなどを行い、さらなるインクルーシブ教育システムの推進を図ります。 **新規**



ICT機器を活用した授業場面

2 知的発達に遅れのない発達障害等のある幼児児童生徒の支援・指導

これまでの取組

2022年12月に、文部科学省から「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」が公表され、通常の学級に在籍する、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で困難を示す児童生徒数の割合が10年前と比較して増加していることが明らかになりました（P.7参照）。

理由としては、特別支援教育に関する理解が進んだことや、子供たちの生活習慣や取り巻く環境の変化の影響が考えられます。

愛知県においても、特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)の在籍児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒が増加傾向にあります（P.6、28参照）。これは、愛知県総合教育センターの特別支援教育相談において、発達障害等の相談件数の割合が高いことや、子供の言動理解と具体的な支援方法についての相談内容が多くなっていることにも表れています。

こうした状況を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念に基づいた特別支援教育のさらなる推進が求められています。

<愛知県総合教育センター特別支援教育相談の障害種別割合>

障害種 年度	視覚 障害	聴覚 障害	知的 障害	肢体 不自由	病弱	言語 障害	発達障害等 (疑い含む)
2018年度	—	—	15.6%	0.6%	—	1.8%	82.0%
2019年度	0.1%	0.4%	15.3%	1.3%	—	0.2%	82.6%
2020年度	0.1%	0.8%	18.6%	1.2%	0.5%	—	78.7%
2021年度	0.1%	0.8%	20.3%	1.2%	0.4%	—	77.2%
2022年度	—	1.1%	16.0%	0.6%	0.4%	—	81.9%

知的発達に遅れはないものの、発達障害等のある児童生徒は、通常の学級にも特別支援学級にも在籍しています。したがって、全ての教員がそうした児童生徒に必要な支援を行うことが求められています。

そのため、キャリア・アップ研修、特別支援学級初心者研修、特別支援学級スキル・アップ研修、通級指導担当者初心者研修、通級による担当教員スキル・アップ研修等を実施しています。また、2020年度から3年間、愛知県総合教育センターにおいて通級による指導の充実に関する研究を行い、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方についての提言を行いました。

課題

- 知的発達に遅れはないものの、発達障害等のある児童生徒の教育的ニーズは多様です。また、それぞれの学びの場での支援・指導、学びの場の見直し及び進路指導に関する相談が増加しています。管理職を始めとする全ての教員が、特別支援教育に関する理解をより一層深め、特別支援教育を担うことができるようになることが重要です。
- 発達障害等のある幼児児童生徒は、発達段階に応じて、早期から一貫した支援を行っていくことが大切です。
- 学習や生活において、発達障害等のある幼児児童生徒の特性を理解して関わることが求められています。
- 発達障害等のある幼児児童生徒が持てる力を最大限に発揮できるよう、配慮を求める本人や家族と相談をしながら、合理的配慮の提供を検討することが大切です。
- 医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図りながら、発達障害等のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図ることが必要です。

推進方策**(1) 幼稚園・保育所等における相談・支援体制の充実を図ります。**

- * 特別支援学校のセンター的機能を活用して、早期からの支援を行います。また、愛知県総合教育センターでは、相談事業においてより専門的な知見からのアセスメントを行い、実態に即した支援を早期から行えるようにします。

(2) 発達障害等に関する研修の充実や特性の理解の促進を図ります。

- * 愛知県総合教育センターで実施する研修において、引き続き発達障害等の特性の理解や具体的な支援方法等を取り上げます。
- * 事例検討を中心とした研修を実施し、発達障害等のある幼児児童生徒の言動を理解する力を育成します。
- * 発達障害等に関するeラーニング講座を引き続き開設し、内容の充実に努めます。

* 特別支援教育コーディネーターが、校内の特別支援教育を推進する中心的な役割を果たすことができるよう、特別支援教育コーディネータースキル・アップ研修において、地域の教育資源や特別支援学校のノウハウを活用するための演習等を取り入れます。

(3) 発達障害等のある幼児児童生徒についての的確な実態把握を行い、必要に応じた合理的配慮の提供を検討します。

* 愛知県総合教育センターの相談事業において、幼稚園・保育所等や学校とともに幼児児童生徒のアセスメントを行い、実態に即した合理的配慮の提供ができるよう努めます。

(4) 教育機関と医療、福祉等の関係機関との連携を図ります。

* 市町村の教育支援委員会等において、関係機関と連携を図りながら、特別支援教育の推進を図ります。

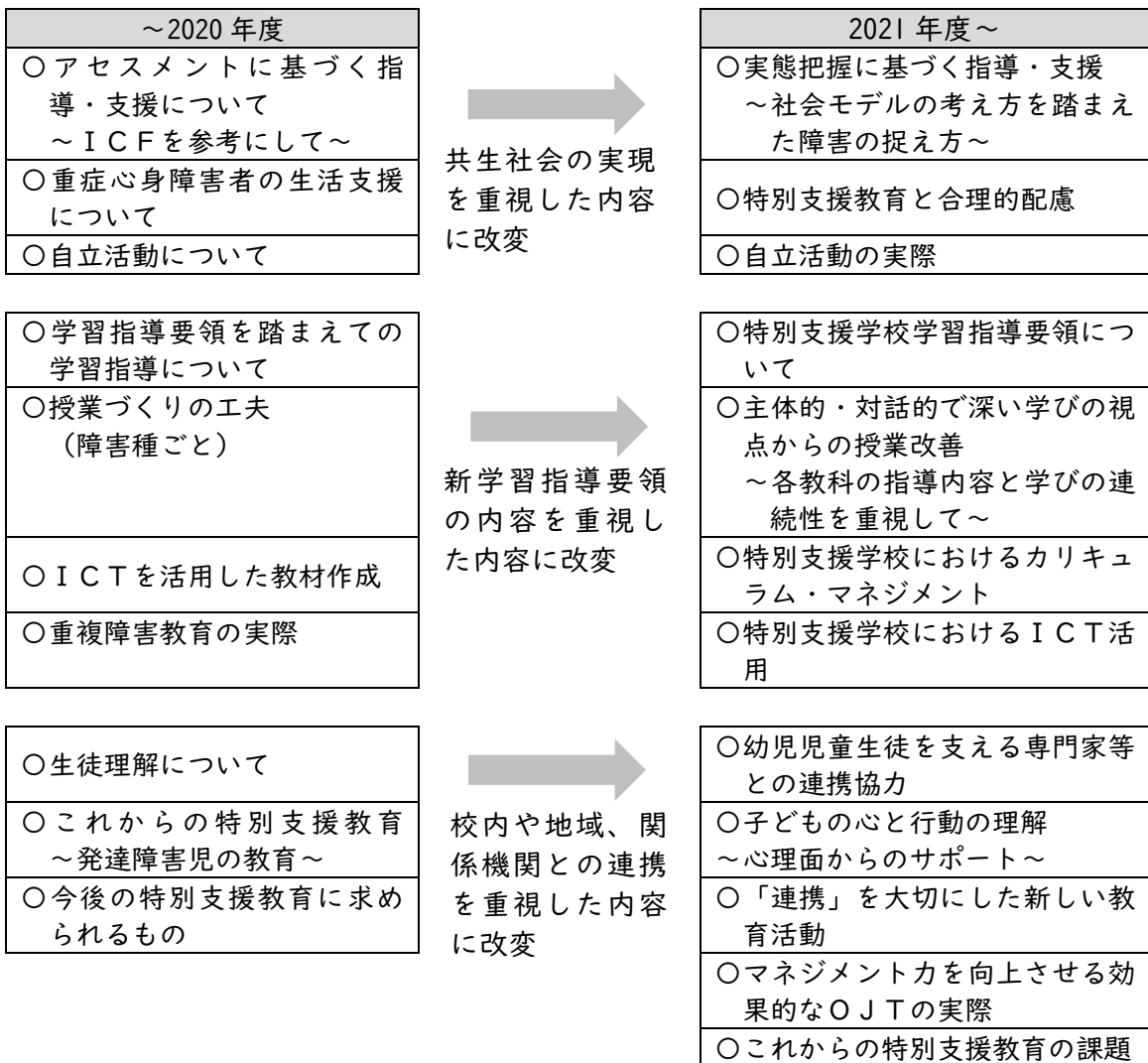
Ⅲ 特別支援学校

Ⅰ 特別支援教育に関する研修・研究の充実

これまでの取組

多様な実態を有する幼児児童生徒の支援・指導に当たっては、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分に把握するための幅広い専門的な知識が必要になります。

そのため、学校で中核的な役割を果たす中堅教諭等の研修内容を以下のように見直し、学校外の専門家を講師として招くようにしました。他障害種の状態を知る機会や教員以外の専門的な立場から知見を得る機会となり、専門性の向上を図ることができました。



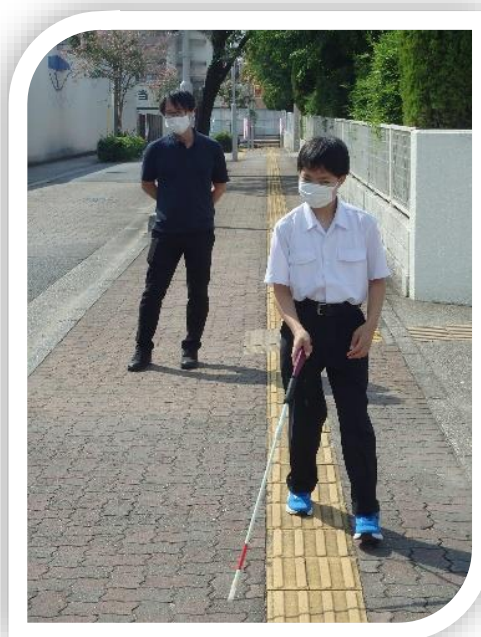
課題

- 引き続き、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を把握して各教科等や自立活動における支援・指導に反映できる、専門的で幅広い知識や技術の習得が必要です。

- 障害の重度化、重複化や多様化を踏まえて、より一人一人の実態に応じた教育の充実を図ることが求められています。

推進方策

- (1) 医療・福祉・保健等の関係機関の専門家を講師とした研修を実施し、専門的な知見を日常の教育活動において活用できる教員の育成を図ります。
- (2) 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた教育を充実するため、校内研究の推進を図ります。
- (3) 愛知県総合教育センターで実施している教育研究リーダー養成研修¹を通じて課題解決能力を育成し、所属校や他の特別支援学校などに幅広く還元できるようにします。



「自立活動」の授業場面

¹ 教育研究リーダー養成研修：理論的・実践的な教育研究を通して、課題解決能力と同僚性の構築力を身に付けたミドルリーダーの育成を目指す研修。

2 特別支援学校のセンター的機能の強化

これまでの取組

特別支援学校は、教育上の専門性を生かし、小中学校等の教員を対象とする、障害のある幼児児童生徒への理解や支援についての相談を行っています。

また、特別支援学校と小中学校の連携に関する研究を通して、特別支援学校のセンター的機能を生かした、地域の小中学校の特別支援教育の充実を図っています。

愛知県総合教育センターにおける研究調査事業の概要

「小・中学校と特別支援学校が連携して取り組む特別支援教育の充実に関する研究

ー特別支援学級におけるライフスキルを高める自立活動ー」(2017～2019)

□ 研究の目的

小・中学校と特別支援学校が連携し、特別支援学級におけるライフスキルの育成に向けた自立活動の指導について研究し、特別支援教育の充実を図る。

□ 研究の内容

小・中学校（3校）と特別支援学校（3校）の研究協力校代表委員が地域ごとにペアになって連携し、「ライフスキルトレーニングプラン」を活用した自立活動の実践を行った。そして、特別支援学級における効果的な自立活動の指導方法を明らかにした。

□ 研究の成果

研究協力校の小・中学校と特別支援学校が連携し、特別支援学級においてライフスキルトレーニングプランを用いた自立活動の実践を行い、児童生徒一人一人のライフスキルの高まりを実感することができた。特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域における特別支援教育の力を向上することができた。

「通級による指導の充実に関する研究 ー特別支援教育コーディネーターが中心となって実施する情報交換会を通してー」(2020～2022)

□ 研究の目的

通級による指導内容を通常の学級での学習や生活につなげる効果的な校内体制の在り方について研究し、通級による指導の充実を図る。

□ 研究の内容

研究協力校の小・中学校（3校）において、特別支援学校（3校）と連携し、特別支援教育コーディネーターを中心とした「情報交換会」を定期的を開催することで、よりよい校内体制の在り方について明らかにした。

□ 研究の成果

通常の学級担任と通級による指導担当者だけでなく、特別支援教育コーディネーターや学年主任等が参加して情報交換会を実施することで、より学校全体として対象児童生徒を支援しようとする意識を高めることができた。

また、障害のある児童生徒の実態が多様化しているため、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、小・中学校における適切な児童生徒理解、教育効果が期待できる通級による指導内容や手だてを明らかにすることができた。

課題

- 全ての特別支援学校において教育相談を実施していることから、特別支援学校の教育相談担当の人材育成を図る必要があります。
- 小中学校等に在籍する、障害のある幼児児童生徒の実態は多様であることから、特別支援学校と小中学校等が連携し、それぞれの学校の有する専門性を生かした支援・指導を行うことが求められています。

推進方策

(1) 愛知県総合教育センターにおいて、特別支援学校の教育相談担当者を対象とするセンター的機能強化講座の開設や、研修内容の充実により、人材の育成を図ります。

* 専門家による講義等を通して、発達障害についての理解を深めるとともに、教育相談の技術向上を図ります。

* センター的機能強化講座の受講者が、学んだことを校内で他の教員に還元することで、特別支援学校の教育相談体制の充実を図ります。

(2) 愛知県総合教育センターにおいて実施している教育相談の実践を、研修等を通じて特別支援学校の教員に伝達し、人材育成を図ります。

(3) 愛知県総合教育センター所員が、特別支援学校の教育相談担当者のサポートを行い、教育相談機能の充実に努めます。**新規**

* 愛知県総合教育センター所員を幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校、特別支援学校に派遣し、教育相談の対象となる幼児児童生徒のアセスメント（見立て）やプランニング（ケースに応じた目標と計画を立てること）に関するサポートを行います。

(4) 愛知県総合教育センターで実施する研修や研究において、特別支援学校教員と幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の教員との情報交換や情報共有を図ります。

* 自由応募研修において、特別支援学校教員と幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の教員の混合グループを形成します。

* 特別支援学校教員と幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の教員の混合グループによって、特別支援教育に関する研究を進めます。

IV 市町村教育委員会、県教育委員会

I 就学先の学校や学びの場の決定・見直しに関する研修の充実

これまでの取組

特別な支援を必要とする児童生徒の就学先を決定するしくみに関しては、学校教育法施行令の一部改正（2013年9月1日施行）を受けて、文部科学省から2013年10月に就学先の見直しに関する通知及び「教育支援資料」が発出されました。この資料を活用し、教育事務所や市町村の特別支援推進者を対象とする研修等において、教育支援に関する専門性の向上を図りました。

文部科学省の「教育支援資料」は、2021年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」として改訂され、就学先となる学校や学びの場の決定・見直しの判断において重視すべき内容の充実が図られました。その後の教育事務所や市町村の特別支援教育推進者を対象とする研修等においては、引き続きこれを活用し、教育支援に関する専門性の向上を図っています。

課題

- 小中学校及び市町村教育委員会の特別支援教育推進者の入れ替わりが毎年のようにあることから、就学先となる学校や学びの場の決定・見直しに関する実務経験が蓄積されにくく、適切な就学先や学びの場の決定・見直しを行うことが難しい場合があります。

推進方策

- (1) 文部科学省の「障害のある子供の教育支援の手引」に基づいて愛知県教育委員会が作成した「教育支援の手引」（2023年3月改訂）等を、教育事務所や市町村の特別支援教育推進者の研修等において活用し、学びの場の適切な決定・見直しについての理解が引き続き深まるようにします。
- (2) 学びの場の適切な決定・見直しが可能となるよう、児童生徒に適切な支援を行うための個別の教育支援計画及び個別の指導計画について教員が理解を深め、これらの計画を適切に作成・活用し、進学先等へ引き継ぐことができるよう、引き続き研修を実施します。

2 人事交流の活性化

これまでの取組

特別支援学校との人事交流を経験した小中学校及び県立高等学校の教員によって、地域における特別支援教育が推進されるよう、人事交流の促進を図っています。

特別支援学校との人事交流によって専門性を高めた教員が、地域の学校における特別支援教育の推進者として、主体的に取り組んでいます。

(単位：人)

年 度	小中→特	特→小中	高→特	特→高	合計
2018年度	28	4	2	1	35
2019年度	30	7	3	2	42
2020年度	30	8	1	2	41
2021年度	27	7	1	1	36
2022年度	28	7	2	2	39

課題

- 特別支援学校と小中学校及び県立高等学校との間で、教員の人事交流を積極的に行うことにより、特別支援教育に関する専門性を高めた教員を増やし、地域の学校における特別支援教育の推進者として、継続的に活躍してもらうことが必要です。

推進方策

- (1) 特別支援学校と小中学校及び県立高等学校との教員の人事交流を活性化し、地域の学校における特別支援教育の推進者となる教員の育成に一層努めます。

- * 特別支援学校と小中学校及び県立高等学校との人事交流を毎年、積極的に実施していきます。

- * 特別支援学校との人事交流を経験した教員が、人事交流を通して得た知識や技術を研修等で伝える機会を設け、地域の学校における特別支援教育の一層の推進を図ります。

- * 特別支援学校と県立高等学校との人事交流を経験した教員が中心となり、県立高等学校が特別支援教育のセンター的機能の一端を担うことができるよう努めます。

- (2) 特別支援学校との人事交流を経験した小中学校の教員が、地域の小中学校における特別支援教育を推進できるよう、市町村教育委員会へ働きかけます。

- * 特別支援学校との積極的な人事交流を進め、人事交流の経験者が地域の小中学校における特別支援教育の推進者として活躍できるよう、市町村の特別支援教育推進者を対象とする研修において、特別支援学校との人事交流で身に付けられることなど、人事交流の意義を伝えていきます。

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開 第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上